

第688回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成27年 9月 8日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1） 関税率表解説及び分類例規の一部改正について
業務部 清宮 首席関税鑑査官

（2） 輸出貿易管理令別表第一の改正について
業務部 金野 特別審査官

（3） 減免税に係る事前教示制度の導入について
業務部 金子 統括審査官（通関総括第3部門）

4、その他・連絡事項等

・リデュース、リユース、リサイクル推進月間（3R推進月間）における環境省の取組みに対する対応について

業務部 辻 統括審査官（通関総括第4部門）

・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（8月分）について

業務部 鈴木 統括審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 **平成27年10月1日(木)** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

通関協議会 配布資料①

○ 主な改正の概要（平成27年9月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 25.01 項	除外品目の明記	医薬品以外の衛生目的で使用される、小売用包装にした塩化ナトリウム溶液(第 33.07 項)について、第 25.01 項(塩)から除外されることを明確化。
第 29.30 項	ジチオカルボナートの一般式	英語版の Explanatory Note(以下、「EN」)において、(A)ジチオカルボナートの一般式に誤りがあったことから修正。
第 30.02 項	Topsalysin(INN)の分類	WHO が設定する医薬品の「国際一般名称」(INN)の対象品目である Topsalysin が、第 30.02 項(3002.90 号)の毒素の一種として分類されることを明確化。
第 33.07 項	該当物品の例示	医薬品以外の衛生目的で使用される、小売用包装にした塩化ナトリウム溶液について、第 33.07 項に該当することを明確化。
第 35.06 項	調製接着剤の添加剤の例示	第 39 類のプラスチックに該当しない物品で、調製接着剤の添加剤として許容される物品について追加。
第 39 類総説	同上	同上
第 44 類	総説の号の解説	熱帯産木材として新たに追記された樹木の種類について、標準名等を提案した機関名を追加。
第 44 類	第 44 類 EN の ANNEX	新たに熱帯産木材として追加された樹木の種類について、ANNEX に追加。
第 61.10 項	詰物をしたベスト	防寒のため、他の衣類の上に着用する詰物をしたベストについて、第 61.10 項から除外され、第 61.01 項又は第 61.02 項に分類されることを明確化。

分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 1511.90 号	未精製のパームステアリン	未精製のパームステアリンについて、パーム油分別物として、第 1511.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 1511.90 号	漂白し、精製し、脱臭したパームステアリン	漂白し、精製し、脱臭したパームステアリンについて、パーム油分別物として、第 1511.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 1904.10 号	押し出しによりカールしたクリスプスナック食品	引き割りしたとうもろこしに水分を加え、成型し、膨張・乾燥させた後、ひまわり油及びチーズパウダーで味付けしたスナック菓子について、穀物を膨張させて得た調製食品として、第 1904.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2007.99 号	桃のピューレー	生の桃を潰して、濾したもの(網目が 0.4~0.8mm)について、ピューレーとして、第 2007.99 号に分類(通則 1 及び 6)。

HS 番号	品 目	概 要
第 2106.90 号	青りんごのピューレーを噴霧乾燥した調製品	噴霧乾燥した青りんごピューレーにマルトデキストリン(担体)を全体の 57%加えたものについて、その他の食料調製品として、第 2106.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2106.90 号	ほうれん草ジュースを噴霧乾燥した調製品	噴霧乾燥したほうれん草ジュースにマルトデキストリン(担体)を全体の 70%加えたものについて、その他の食料調製品として、第 2106.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2309.90 号	飼料用の調製品	化学変性したパーム油、粗製の大豆レシチン、二酸化ケイ素等からなる細粒剤について、飼料用調製品(飼料添加剤)として、第 2309.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3701.30 号	感光性プレート(未露光)	オフセット印刷に使用される紫外線感光性プレート(未露光)について、写真用プレート及び平面状写真用フィルムとして、第 3701.30 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6102.30 号	女子用の長袖の衣類(メリヤス編み)	長袖で、ポケット及び襟を有し、前面がファスナーで開く女子用衣類で、外衣にインナーとして取り付けられるようデザインされており、本品のみで着ることも可能なもの。女子用衣類(編み物製でポリエステル 100%)として、第 6102.30 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6210.50 号	女性用衣類(織物)	長袖で、襟、ポケット及びフードを有する女子用の外衣。内部にファスナーで女子用衣類が取り付けられるようデザインされており、本品のみで着ることも可能なもの。女子用衣類(織物製でナイロン 100%)として、第 6210.50 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6307.90 号	クリーンルーム用の綿棒	ポリプロピレンの柄に、二層の編み物製ポリエステル生地を熱圧着した端部を持つ綿棒について、その他の紡織繊維製品として、第 6307.90 号に分類(通則 1、3(b)及び 6)。
第 8528.51 号	カラーモニター	HDMI コネクタ、VGA コネクタ及びスピーカーを有する液晶カラーモニターについて、主として PC 用に使用されるものとして、第 8528.51 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8541.40 号	62 個の発光ダイオードが印刷基板上で組み合わさったもの	62 個の発光ダイオードを電気コネクタと共に、印刷基板上に一行に実装したもので、液晶テレビのバックライト等に使用されるもの。発光ダイオードとして、第 8541.40 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8704.21 号	自動車	物品の輸送用に設計された自動車であることが明確であるとして、第 8704.21 号の貨物自動車に分類(通則 1 及び 6)。
第 8711.50 号	自動二輪車	消火器、ホース、タンク等の消火装置を有するバイクについて、モーターサイクルとして、第 8711.50 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9019.10 号	マッサージチェア	マッサージ機能が内蔵された革張りの椅子について、マッサージ用の機器として、第 9019.10 号に分類(通則 1、3(b)及 6)。

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8517.70</p> <p>3. 導電性強化カバーガラス</p> <p>本品は、タッチスクリーン式の携帯電話製造用のもので、長さ165mm、幅86mm、高さ0.55mmである。</p> <p>ガラスは、強化及び切断（穴あけ及び面取り加工を含む）されるだけでなく、次の印刷処理が<u>施されている</u>。</p> <p>(1) 導電性インクを用いた企業ロゴ及び導電ドットの印刷</p> <p>(2) タッチスクリーン操作の誤動作または操作できないことを防止し、液晶ディスプレイ（LCD）のバックライトユニットからの光を遮断するための、非導電性・耐熱遮蔽インクを用いた非導電性の縞模様の印刷</p> <p>(3) 電話の組立て後、赤外線センサーへの光の透過を確保する2つの赤外線インクスポットを印刷</p> <p>(4) 非導電性・耐熱インクを用いたタッチアイコンの印刷</p> <p>通則1（第16部注2（b））及び6を適用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 表 裏 </div>	<p>8517.70</p> <p>3. 導電性強化カバーガラス</p> <p>本品は、タッチスクリーン式の携帯電話製造用のもので、長さ165mm、幅86mm、高さ0.55mmである。</p> <p>ガラスは、強化及び切断（穴あけ及び面取り加工を含む）されるだけでなく、次の印刷処理が<u>行われる</u>。</p> <p>(1) 導電性インクを用いた企業ロゴ及び導電ドットの印刷</p> <p>(2) タッチスクリーン操作の誤動作または操作できないことを防止し、液晶ディスプレイ（LCD）のバックライトユニットからの光を遮断するための、非導電性・耐熱遮蔽インクを用いた非導電性の縞模様の印刷</p> <p>(3) 電話の組立て後、赤外線センサーへの光の透過を確保する2つの赤外線インクスポットを印刷</p> <p>(4) 非導電性・耐熱インクを用いたタッチアイコンの印刷</p> <p>通則1（第16部注2（b））及び6を適用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 表 裏 </div>

平成 27 年 7 月 28 日

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が 閣議決定されました

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止、条約その他の国際約束の履行等の観点から、経済産業省において外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理を行っており、個別の規制については同法に基づく外国為替令及び輸出貿易管理令で規定をしています。

今般、①2014 年の国際輸出管理会合における合意等に基づく技術及び貨物の追加・削除等、②水銀に関する水俣条約の担保に係る貨物の追加等に関して、外国為替令及び輸出貿易管理令の所要の改正が本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

- ・ 国際輸出管理会合における合意等を国内において着実に実施するため、輸出規制等の対象となる技術及び貨物の追加・削除等の改正をします。(外国為替令(以下「外為令」という。)別表及び輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一関係)
- ・ 水銀に関する水俣条約(以下「水俣条約」という。)において、輸出規制の対象となる水銀等の追加等の改正をします。(輸出令別表第二関係)

具体的な内容は以下のとおりです。

<外為令別表関係>

- セラミック等の設計等に係る技術の規制対象内容を変更【外為令別表の五の項(三)の改正】
- 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術について、規制対象から削除【外為令別表の五の項(六)の削除】

<輸出令別表第一関係>

- 推進薬の制御装置に用いられるガスタービンについて、規制対象に追加【輸出令別表第一の四の項(五)の改正及び(五の二)の新設】
- チタンのほう化物又はセラミックの半製品等について、規制対象内容を変更【輸出令別第一の五の項(十三)の改正】
- 信号発生器について、規制対象内容を変更【輸出令別第一の七の項(十二)の改正】

○ 潜水艇等の船舶について、規制対象内容を変更【輸出令別第一の一三の項(一)の改正】

○ 人工衛星等の制御等のために必要な装置で地上に設置されるものについて、規制対象に追加【輸出令別第一の一三の項(二の二)の新設】

<輸出令別表第二関係>

○ 水俣条約に規定する水銀等について、規制対象に追加【輸出令別表第二の三五の四の項の新設】

※ 上記外為令及び輸出令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても改正する。

2. 今後の予定

公布：平成 27 年 7 月 31 日(金)

施行：平成 27 年 10 月 1 日(木)(外為令別表及び輸出令別表第一関係)

水俣条約が我が国において効力を生ずる日(輸出令別表第二関係)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

○貿易管理課長 高見

担当者：熊野、渡部（輸出令別表第二関係）

電話：03-3501-1511(内線 3241～5)

03-3501-0538(直通)

○安全保障貿易管理課長 奥家

担当者：青木、小松（外為令別表及び輸出令別表第一関係）

電話：03-3501-1511(内線 3271～4)

03-3501-2800(直通)

輸出令別表第 1 等の改正について

大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散の観点から、国際輸出管理レジーム会合において輸出規制すべき対象が合意されているが、今般の各レジームの合意を受けて、輸出貿易管理令別表第 1 が改正されるほか、貨物等省令（輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令）及び運用通達（輸出貿易管理令の運用について）も改正され、輸出規制の対象となる貨物の追加・削除等が行われる。

1. 輸出令別表第 1 の改正

- ・ 輸出令第 1 条で、経済産業大臣の輸出許可を要する貨物を定めている「別表第 1」に掲げる貨物が改正される。なお、改正内容は「新旧対照表」のとおり。

2. 貨物等省令の改正

- ・ 輸出令別表第 1 に掲げる貨物を特定する仕様等を規定している「貨物等省令」が改正される。なお、改正される条及び号については、裏面の表のとおり。

（注）別表第 1 の改正がない項目についても、貨物等省令の改正がある。

3. 運用通達の改正

- ・ 貨物等省令に用いられている語句の解釈を定めている「運用通達」の 1-1(7)(イ) 輸出令別表第 1 の解釈 が改正される。

（注）貨物等省令の改正がない項目についても、運用通達の解釈の改正がある。

4. 施行日（上記 1～3 の改正）

平成 27 年 10 月 1 日（木）

5. 輸出令別表第 1 等(改正後)の一覧の参照（施行日以降）

- ・ 改正後の輸出令別表第 1、貨物等省令、運用通達の内容は、インターネットにより、内容を一覧表で参照できる。

経済産業省 ⇒ 安全保障貿易管理(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)

⇒ 貨物・技術のマトリクス表(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

改正される貨物等省令の条及び号	対応する輸出令別表第1の項	
第1条	10号	2(10)
第2条	2 4号	3(2)
	7号	3(2)
第2条の2	1号	3の2(1)
	2号	3の2(1)
	3号	3の2(1)
	2 2号	3の2(2)
第3条	3号	4(3)
	6号	4(5)
	6の2号	4(5)
	7号	4(6)
	24号	4(23)
第4条	3号	5(3)
	5号	5(5)
	7号	5(5)
	13号	5(16)
	15号	5(18)
第5条	2号	6(2)
第6条	1号	7(1)
	2号	7(2)
	10号	7(10)
	12号	7(13)
	13号	7(12)
	14号	7(14)
	17号	7(17)
第8条	9号	9(7)
	9の2号	9(7)
第9条	1号	10(1)
	8号	10(4)
	9号	10(5)(7)
	10号	10(8)
	16号	10(14)
第11条	3号(削除)	12(1)
	9号(削除)	12(2)
第12条	1号	13(1)
	3号	13(1)
	4号	13(2)
	4の2号(新設)	13(2の2)
	7号	13(3)
	9号	13(3)
	10号	13(3)
	10の2号	13(4)
	11号	13(5)
第13条	2 2号	14(2)

改正案

貨物	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五
貨物	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
地域	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
貨物	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
地域	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第一（第一条、第四条関係）

現行

貨物	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五
貨物	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
地域	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
貨物	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
地域	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

安全保障貿易管理HP <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

The screenshot shows the homepage of the Export Control website. The main navigation bar includes 'TOPICS', '安全保障貿易管理の概要', '申請手続き', '企業等の自主管理の促進', and '関係法令'. A sidebar on the left lists '最新の制度改正' with links to '外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について (2015.07.31)', '輸出貿易管理令の運用について等の運用改正について (2015.04.22)', and '外国ユーザーリストの改正について (2015.04.15)'. A red circle highlights the '貨物のマトリクス表' link in the '最新情報' section. Another red circle highlights the '輸出令別表第1等の改正情報' link in the same section. The '最新情報' section contains two entries: '平成27年 6月11日' and '平成27年 7月31日', both regarding amendments to the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Act.

許可申請・各種問合せ先

1. 許可申請先は、HPの「申請手続き」の「個別許可申請」の「申請書類・窓口一覧」から閲覧可。指定の申請窓口に、様式・添付書類を準備したうえで申請！

注意

貨物及び仕向地により申請窓口が異なるので要確認。

2. 問合せ等は、内容に応じて連絡を！

- (1) 制度概要や法令解釈の質問、HPへの意見

安全保障貿易管理課 TEL: 03-3501-2800

- (2) 申請手続き、該非判定の相談、キャッチオール規制事前相談、包括許可制度に対する質問

安全保障貿易審査課 TEL: 03-3501-2801

注意

- ✓ 「リスト規制」は、該当する規制リスト項目、輸出貨物(技術)の技術的仕様を用意して連絡を！
- ✓ 「キャッチオール規制」は、仕向地、用途チェックリスト、顧客チェックリストを用意して連絡を！

- (3) 輸出管理内部規程(CP)に対する質問／不正輸出の連絡

安全保障貿易検査官室 TEL: 03-3501-2841

- (4) 輸出管理に対する一般的な質問

安全保障貿易 案内窓口 TEL: 03-3501-3679

平成 27 年 7 月 28 日

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が 閣議決定されました

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止、条約その他の国際約束の履行等の観点から、経済産業省において外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理を行っており、個別の規制については同法に基づく外国為替令及び輸出貿易管理令で規定をしています。

今般、①2014 年の国際輸出管理会合における合意等に基づく技術及び貨物の追加・削除等、②水銀に関する水俣条約の担保に係る貨物の追加等に関して、外国為替令及び輸出貿易管理令の所要の改正が本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

- ・ 国際輸出管理会合における合意等を国内において着実に実施するため、輸出規制等の対象となる技術及び貨物の追加・削除等の改正をします。(外国為替令(以下「外為令」という。)別表及び輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一関係)
- ・ 水銀に関する水俣条約(以下「水俣条約」という。)において、輸出規制の対象となる水銀等の追加等の改正をします。(輸出令別表第二関係)

具体的な内容は以下のとおりです。

<外為令別表関係>

- セラミック等の設計等に係る技術の規制対象内容を変更【外為令別表の五の項(三)の改正】
- 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術について、規制対象から削除【外為令別表の五の項(六)の削除】

<輸出令別表第一関係>

- 推進薬の制御装置に用いられるガスタービンについて、規制対象に追加【輸出令別表第一の四の項(五)の改正及び(五の二)の新設】
- チタンのほう化物又はセラミックの半製品等について、規制対象内容を変更【輸出令別第一の五の項(十三)の改正】
- 信号発生器について、規制対象内容を変更【輸出令別第一の七の項(十二)の改正】

○ 潜水艇等の船舶について、規制対象内容を変更【輸出令別第一の一三の項(一)の改正】

○ 人工衛星等の制御等のために必要な装置で地上に設置されるものについて、規制対象に追加【輸出令別第一の一三の項(二の二)の新設】

<輸出令別表第二関係>

○ 水俣条約に規定する水銀等について、規制対象に追加【輸出令別表第二の三五の四の項の新設】

※ 上記外為令及び輸出令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても改正する。

2. 今後の予定

公布：平成 27 年 7 月 31 日(金)

施行：平成 27 年 10 月 1 日(木)(外為令別表及び輸出令別表第一関係)

水俣条約が我が国において効力を生ずる日(輸出令別表第二関係)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

○貿易管理課長 高見

担当者：熊野、渡部 (輸出令別表第二関係)

電話：03-3501-1511(内線 3241~5)

03-3501-0538(直通)

○安全保障貿易管理課長 奥家

担当者：青木、小松 (外為令別表及び輸出令別表第一関係)

電話：03-3501-1511(内線 3271~4)

03-3501-2800(直通)

輸出令別表第 1 等の改正について

大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散の観点から、国際輸出管理レジーム会合において輸出規制すべき対象が合意されているが、今般の各レジームの合意を受けて、輸出貿易管理令別表第 1 が改正されるほか、貨物等省令（輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令）及び運用通達（輸出貿易管理令の運用について）も改正され、輸出規制の対象となる貨物の追加・削除等が行われる。

1. 輸出令別表第 1 の改正

- ・ 輸出令第 1 条で、経済産業大臣の輸出許可を要する貨物を定めている「別表第 1」に掲げる貨物が改正される。なお、改正内容は「新旧対照表」のとおり。

2. 貨物等省令の改正

- ・ 輸出令別表第 1 に掲げる貨物を特定する仕様等を規定している「貨物等省令」が改正される。なお、改正される条及び号については、裏面の表のとおり。

（注）別表第 1 の改正がない項目についても、貨物等省令の改正がある。

3. 運用通達の改正

- ・ 貨物等省令に用いられている語句の解釈を定めている「運用通達」の 1-1(7)(イ) 輸出令別表第 1 の解釈 が改正される。

（注）貨物等省令の改正がない項目についても、運用通達の解釈の改正がある。

4. 施行日（上記 1～3 の改正）

平成 27 年 10 月 1 日（木）

5. 輸出令別表第 1 等(改正後)の一覧の参照（施行日以降）

- ・ 改正後の輸出令別表第 1、貨物等省令、運用通達の内容は、インターネットにより、内容を一覧表で参照できる。

経済産業省 ⇒ 安全保障貿易管理(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)

⇒ 貨物・技術のマトリクス表(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

改正される貨物等省令の条及び号	対応する輸出令別表第1の項	
第1条	10号	2(10)
第2条	2 4号	3(2)
	7号	3(2)
第2条の2	1号	3の2(1)
	2号	3の2(1)
	3号	3の2(1)
	2 2号	3の2(2)
第3条	3号	4(3)
	6号	4(5)
	6の2号	4(5)
	7号	4(6)
	24号	4(23)
第4条	3号	5(3)
	5号	5(5)
	7号	5(5)
	13号	5(16)
	15号	5(18)
第5条	2号	6(2)
第6条	1号	7(1)
	2号	7(2)
	10号	7(10)
	12号	7(13)
	13号	7(12)
	14号	7(14)
	17号	7(17)
第8条	9号	9(7)
	9の2号	9(7)
第9条	1号	10(1)
	8号	10(4)
	9号	10(5)(7)
	10号	10(8)
	16号	10(14)
第11条	3号(削除)	12(1)
	9号(削除)	12(2)
第12条	1号	13(1)
	3号	13(1)
	4号	13(2)
	4の2号(新設)	13(2の2)
	7号	13(3)
	9号	13(3)
	10号	13(3)
	10の2号	13(4)
	11号	13(5)
第13条	2 2号	14(2)

安全保障貿易管理HP <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

The screenshot shows the homepage of the Export Control website. The main navigation bar includes 'TOPICS', '安全保障貿易管理の概要', '申請手続き', '企業等の自主管理の促進', and '関係法令'. A sidebar on the left lists '最新の制度改正' with links to '外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について (2015.07.31)', '輸出貿易管理令の運用について等の運用改正について (2015.04.22)', and '外国ユーザーリストの改正について (2015.04.15)'. A red circle highlights the '貨物のマトリクス表' link in the '最新情報' section. Another red circle highlights the '輸出令別表第1等の改正情報' link in the same section. The '最新情報' section contains two entries: '平成27年 6月11日' and '平成27年 7月31日', both regarding amendments to the Export Control Order.

許可申請・各種問合せ先

1. 許可申請先は、HPの「申請手続き」の「個別許可申請」の「申請書類・窓口一覧」から閲覧可。指定の申請窓口に、様式・添付書類を準備したうえで申請！

注意 貨物及び仕向地により申請窓口が異なるので要確認。

2. 問合せ等は、内容に応じて連絡を！

- (1) 制度概要や法令解釈の質問、HPへの意見

安全保障貿易管理課 TEL: 03-3501-2800

- (2) 申請手続き、該非判定の相談、キャッチオール規制事前相談、包括許可制度に対する質問

安全保障貿易審査課 TEL: 03-3501-2801

- 注意** 「リスト規制」は、該当する規制リスト項目、輸出貨物(技術)の技術的仕様を用意して連絡を！
 「キャッチオール規制」は、仕向地、用途チェックリスト、顧客チェックリストを用意して連絡を！

- (3) 輸出管理内部規程(CP)に対する質問／不正輸出の連絡

安全保障貿易検査官室 TEL: 03-3501-2841

- (4) 輸出管理に対する一般的な質問

安全保障貿易 案内窓口 TEL: 03-3501-3679

横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2013年10月	28%
2013年11月	32%
2013年12月	41%
2014年1月	43%
2014年2月	43%
2014年3月	47%
2014年4月	47%
2014年5月	47%
2014年6月	46%
2014年7月	48%
2014年8月	49%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	55%
2014年12月	59%
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月	72%
2015年4月	87%
2015年5月	87%
2015年6月	87%
2015年7月	82%
2015年8月	85%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2013年10月	25%
2013年11月	30%
2013年12月	34%
2014年1月	38%
2014年2月	38%
2014年3月	40%
2014年4月	42%
2014年5月	44%
2014年6月	44%
2014年7月	47%
2014年8月	48%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	60%
2014年12月	62%
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月	63%
2015年4月	69%
2015年5月	71%
2015年6月	71%
2015年7月	72%
2015年8月	73%

2015年8月の内訳

海上	88%
航空	20%

2015年8月の内訳

海上	73%
航空	76%

【参考】 2015年7月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	56%
横浜	86%
神戸	87%
大阪	81%
名古屋	84%
門司	89%
長崎	93%
函館	93%
沖縄	84%
合計	83%

輸入	
東京	52%
横浜	72%
神戸	77%
大阪	77%
名古屋	77%
門司	80%
長崎	89%
函館	80%
沖縄	79%
合計	70%